

『国民の健康寿命が延伸する社会』に向けた 予防・健康管理に係る取組の推進について

1. 趣旨

- いわゆる「団塊の世代」の全てが75歳以上となる2025(平成37)年に向け、日本再興戦略や健康・医療戦略等を踏まえ、『国民の健康寿命が延伸する社会』を構築し、国民が健やかに生活し、老いることができる社会を目指して予防・健康管理等に係る具体的な取組を推進する。
- また、これらの取組を推進することにより、2025(平成37)年に向け、5兆円規模の医療費・介護費の効果額を目指す。
- なお、今回は、主として、個人の主体的な健康の維持増進への取組を奨励する主要な取組を掲げているが、これらの取組の推進に併せて、社会保障・税一体改革に掲げられている医療・介護サービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化に係る取組（平均在院日数の減少等）や、健康寿命の延伸のために更に必要と考えられる効果的な取組についても推進していく。

2. 予防・健康管理等に係る主な取組

(1) 健康寿命の延伸を図る上での課題

*「日本再興戦略 中短期工程表」では、「2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸【男性70.42歳、女性73.62歳（2010年）】」という目標を掲げている。

- 健康寿命の延伸を実現するには、社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持することが重要であり、高齢化に伴う機能の低下を遅らせるために、高齢者の健康に焦点を当てた取組を強化する必要がある。このため、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）や認知機能低下を予防しつつ、高齢者の就業等の社会参加の促進等を図ることが必要である。

- これらの主として高齢者への取組に併せ、健康寿命の延伸を図る上では、主要な死亡原因であるがん及び循環器疾患への対策、患者数が増加傾向にあり、重大な合併症を引き起こすおそれのある糖尿病、死亡原因として急速に増加すると予測されるCOPD（慢性閉塞性肺疾患）対策など、主要な生活習慣病の発症予防・重症化予防を図ることが必要である。
- さらに、身体健康に併せ、こころの健康づくりを推進するとともに、将来を担う次世代の健康を支えるため、妊婦や子どもの心身の健康づくりを推進していくことも必要である。
- これらの取組を進めることにより国民の医療・介護需要をできる限り抑えながら、より質の高い医療・介護の提供を図ることが重要であり、そのためにも、後発医薬品の更なる使用促進や重複受診等の抑制など、限りある医療資源を有効活用するための取組を進めることも必要である。

（２）今回の取組の特徴

- ①レセプト・健診情報等のデータを最大限活用した効果的な取組の推進
2008(平成20)年から、まずは国レベルでレセプト・健診情報を活用・分析することが可能となっており、また、今年度から医療保険者や介護保険者でも、順次、レセプト・健診情報等のデータを利活用した保健事業を実施することが可能となることを踏まえ、最大限これらのツールを活用したより効果的・効率的な取組を推進する。
- ②省内横断的な体制で推進
特定健診とがん検診の同時実施の推進、疾病予防と介護予防の有機的な連携の推進など、より効果的に取組を推進するためには、省内横断で一体的に進めることが必要である。このため、本年9月に設置する健康づくり推進本部において適宜連携を図りながら取組を進める。

③各取組を進めていく上での一つの目標として効果額を提示

今進めている取組や今後進めていく取組を全国的に展開した場合といった大胆な仮定を置いた上で、推計が可能な取組については、2025(平成37)年度の効果額を推計している。これらは、各取組で重複があるため、単純に足し上げられるものではないが、それぞれの取組を進めていく上での一つの目標として提示しているものであり、これらを目指してしっかりと各取組を進める。

(3) 主な取組の内容

高齢者への介護予防等の推進

①介護・医療情報の「見える化」等を通じた介護予防等の更なる推進

(※取組の推進により介護費約0.6兆円の効果額を目標)

- 要介護認定データと介護保険レセプトデータ、日常生活圏域ニーズ調査データを突き合わせた介護保険総合データベース等を活用し、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるように介護・医療関連情報の「見える化」を推進する。
- また、市町村・後期高齢者医療広域連合において、国保データベース（医療保険レセプトデータ・特定健診・特定保健指導データ・介護保険レセプトデータ）等を活用し、介護予防等の視点も踏まえた保健事業を推進する。
- 市町村が地域の自主性や主体性に基づき地域の特性に応じて効果的・効率的な介護予防の取組を実施できるように、国は都道府県と連携しながら技術的支援を行う。

②認知症早期支援体制の強化

(※取組の推進により医療費約0.1兆円の効果額を目標)

- 認知症になっても精神病床の入院に頼るのではなく、できる限り住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、認知症の人に対する早期診断・早期対応を行うため、以下の取組を推進する。
 - ・認知症初期集中支援チームの創設による認知症の初期の段階で認知症の本人やその家族に対する支援体制の構築
 - ・認知症地域支援推進員の拡充による地域の実情に応じた認知症施策の構築を推進
 - ・認知症の早期診断体制等の構築を図るための専門医療機関（認知症疾患医療センター等）の整備 等

③高齢者の肺炎予防の推進

(※取組の推進により医療費約0.8兆円の効果額を目標)

- 高齢者への誤嚥性肺炎を予防するため、介護予防の取組とも連携した口腔ケアを推進する。
- 高齢者に対する成人用肺炎球菌ワクチンの接種を推進する。

④生涯現役社会の実現に向けた環境整備等

- 人生100年時代を見据え、働く意欲のある高齢者が培った能力や経験を活かし、生涯現役で生きがいを持って就労・社会参加することができる社会環境を整えていくことを目的として、高齢者と地域社会のニーズについて有効なマッチングの仕組みの整備等を支援する。
- 高齢者のニーズに対応した就業機会の確保・提供が十分にできるよう、シルバー人材センターの活用を図り、就業機会の開拓、職域拡大などの取組を支援する。

現役世代からの健康づくり対策の推進

①レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進

(※①～③の取組の推進により医療費約2.4兆円強の効果額を目標)

- 医療保険者において、レセプト・健診情報等を活用し、意識づけ、保健指導、受診勧奨等の保健事業を効果的に実施するため、データヘルス計画等を策定するとともに、PDCAサイクルに則った事業を実施する。
- これらの事業の実施によるエビデンスの集積状況を踏まえ全国的な保健事業として普及促進する。

②特定健診・特定保健指導等を通じた生活習慣病予防等の推進

(※①～③の取組の推進により医療費約2.4兆円強の効果額を目標)

- 特定健診・特定保健指導の実施率の向上を図るため、本年秋から健康づくり大キャンペーンを行うとともに、特定健診と各種がん検診の同時実施や特定健診を被扶養者向けに工夫するなど、被扶養者の受診率向上のための取組等を推進する。
- また、事業者健診の実施の徹底を図るとともに、特定健診を行う医療保険者と事業者との連携を推進する。
- 特定健診・特定保健指導等を通じ、メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少や糖尿病有病者の増加の抑制を図るとともに、糖尿病の重症化予防（歯周病疾患治療による糖尿病重症化予防を含む）、非肥満の高血圧者対策の推進を図る。
- このほか、特定健診・特定保健指導の効果検証を進め、疾病予防との関係で効果的な保健指導の方策は随時全国に展開していく。

③たばこをやめたい人を支援するたばこ対策の推進

(※①～③の取組の推進により医療費約2.4兆円強の効果額を目標)

- たばこをやめたい人がやめることを支援するため、医療機関における禁煙支援・禁煙治療や健診・保健指導における禁煙支援を一層推進する。
- さらに、たばこクイットライン（がん診療連携拠点病院機能強化事業の一部）による禁煙相談や禁煙支援、技術支援の拡充、スマートライフプロジェクトにおいて禁煙に取り組む事業者等の拡大を図ることを通して、たばこをやめたい人がやめることを支援する。

④日本人の長寿を支える『健康な食事』の推進

- 健康寿命の延伸のため糖尿病等の疾病予防等を考慮した、日本人の長寿を支える『健康な食事』の基準を策定する。
- 『健康な食事』の基準を満たしたものへの認証制度の導入及びコンビニ、スーパー、宅配食業者等と連携したモデル事業の実施やスマートライフプロジェクトの推進等により普及促進を図る。

⑤がん検診の受診率向上によるがんの早期発見

- がん検診の受診率を向上し、がんの早期発見を進めるため、以下の取組を推進する。
 - ・市区町村や都道府県による住民に対する対象者の特性を踏まえた個別受診の勧奨・再勧奨
 - ・被用者保険における科学的根拠のあるがん検診の実施や特定健診との同時実施、被用者保険でがん検診を受診した者を市区町村で把握するための被用者保険と市区町村の連携の推進

⑥こころの健康づくりの推進

- こころの健康づくりを進めるため、以下の取組を推進する。
 - ・こころの健康に関する普及啓発の実施
 - ・職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、産業保健スタッフ等からの相談対応、個別事業場への訪問指導、産業医等への研修の実施等、事業者の取組を支援
 - ・うつ病の早期発見、早期治療につなげるため、かかりつけ医等に対する研修の実施
 - ・認知行動療法（うつ病になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していく療法）の普及の推進
 - ・治療を中断している患者等に対するアウトリーチ（多職種チームによる訪問支援）の実施

⑦妊産婦・乳幼児期からの健康づくりの推進

- 次世代の健康づくりを進めるため、以下の取組を推進する。
 - ・発達・発育の段階の把握や疾患の早期発見のための妊産婦や乳幼児に対する健診の推進
 - ・保健指導等の母子保健事業の推進
 - ・女性健康支援センターにおける相談事業の拡充
- 妊娠中の者や未成年者の喫煙及び受動喫煙がなくなるよう、自治体の保健事業を通じてたばこ対策を推進する。

医療資源の有効活用に向けた取組の推進

①後発医薬品の使用促進

（※取組の推進により医療費約1.0兆円の効果額を目標）

- 「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」に基づき、後発医薬品の推進の意義の理解と、品質に対する信頼性の確保等の取組を推進する。
- 医療保険者が加入者に対して後発医薬品を使用した場合の差額通知等を行う取組を拡大し、後発医薬品の使用を促進する。

② ICT活用による重複受診・重複検査等の防止

(※取組の推進により医療費約0.1兆円の効果額を目標)

- ICTを活用した地域医療等ネットワークの推進による重複検査・重複服薬の適正化を推進する。
- 医療保険者において、医療機関と連携しつつ、レセプトデータ等を活用した重複受診等を防止するための保健指導を推進する。